

社外取締役の独立性判断基準

当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役及び社外取締役候補者が以下の各号のいずれにも該当しないと確認される場合、当社に対する独立性を有しているものと判断する。

- 1 現在及び過去 10 年間に於いて当社または当社子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役員、その他の使用人（以下、総称して「業務執行者」という。）であった者
- 2 当社の主要な株主（注 1）またはその業務執行者
- 3 当社グループが主要な株主となっている者またはその業務執行者
- 4 当社グループを主要な取引先とする者（注 2）またはその業務執行者
- 5 当社グループの主要な取引先である者（注 3）またはその業務執行者
- 6 当社グループの会計監査人である監査法人に所属するもの
- 7 当社グループから役員報酬以外に年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう。）
- 8 当社グループから年間 1,000 万円を超える寄付、助成金を受けている者またはその業務執行者
- 9 当社グループの業務執行者が、他の会社において社外役員に就いている場合において、当該他の会社の業務執行者
- 10 上記 2 から 10 に過去 3 年間該当していた者
- 11 上記 1 から 10 までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族。ただし、該当する者が業務執行者である場合は、重要な業務執行者（注 4）に限る。
- 12 その他、1 から 11 に該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者

注 1 主要な株主とは、総議決権の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

注 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の 2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。

注 3 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の 2%以上の額の支払いを当社グループに行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の 2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。

注 4 重要な業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、支配人及び部署責任者等の重要な業務を執行する者をいう。